



国民年金保険料の追納制度を
ご存知ですか？

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、年金を受給する際に、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくこととなります。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (課直通)

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

【平成28年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成18年度の月分	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年度の月分	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年度の月分	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年度の月分	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年度の月分	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年度の月分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年度の月分	14,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年度の月分	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年度の月分	14,250円	11,440円	7,620円	3,810円
平成27年度の月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

※平成26・27年度はまだ加算が付きません。

※詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

年金相談事前予約受付開始
のご案内

この度、年金事務所ではお客様への待ち時間短縮を図ることを目的として、平成28年度6月1日より、年金のご相談についての事前予約受付を実施することになりました。

予約受付時間

平日 午前9時～11時
午後2時～4時

予約・お問い合わせ

幡多年金事務所

☎ 34-1616

※自動音声対応システム(IVR)により、電話案内を行っていません。最初の音声案内で「1」を押して、次に「2」を選択ください。

事前予約の際は①ご希望日時②名前③生年月日④連絡先⑤基礎年金番号⑥相談内容について担当者にお伝えください。(本人以外の方が来所する場合は、その旨もお伝えください)

待ち時間の短縮には十分配慮していますが、先予約者のご相談内容によりご案内が遅れる場合があります。